

加古川市子どもの読書活動推進計画(第4次)の策定について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)の規定により、加古川市子どもの読書活動推進計画(第4次)について、下記のとおり策定事務を進めます。

記

1 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

2 計画の骨子

(1) 基本方針

子どもの豊かな学びと成長のために読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動推進に向けた環境整備を推進する。

(2) 計画の対象

子ども(おおむね18歳以下の者)、保護者、市民ボランティア、学校、行政関係者及び図書館

(3) 計画に関する意見の反映

パブリックコメントの実施及び「加古川市子どもの読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という)において、広く意見を聴取して策定する。

3 今後のスケジュール

日 程	内 容
令和6年 5月21日	第1回 策定委員会
令和6年 8月	第2回 策定委員会
令和6年10月	第3回 策定委員会
令和6年11月	パブリックコメント
令和7年 1月	第4回 策定委員会
令和7年 3月	計画策定